

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第二十三号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年三月奈良県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「昭和四十年三月奈良県人事委員会規則第五号」を「平成十九年三月奈良県人事委員会規則第十号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。